

五霞町介護保険事業者における事故報告ガイドライン

<介護保険被保険者等に係る事故報告について>

介護サービス提供中に事故が発生した場合は以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められている。

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに五霞町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(居宅サービス)
施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに五霞町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(施設サービス)
※通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれるものとする。
2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1. 報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～④に該当する場合、五霞町等へ報告する。

項目	対象事例
①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 職員（従業員）の過失及び利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内での同程度の治療を含む） イ 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び見舞金や賠償金を支払う場合
②利用者の離設（徘徊・行方不明）	速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに警察への協力を求めた場合
③食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務づけられている感染症等の場合（注釈）
④職員（従業員）の法令違反・不祥事事件等	利用者の処遇に影響がある場合 例) 利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報紛失や漏洩等
⑤その他、報告が必要と認められる事故	例) 利用者の財産を滅失させた場合等

(注釈) 報告が必要な食中毒及び感染症等の発生は次のとおりである。

- ・ 同一の感染症もしくは食中毒による疑いも含む死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症もしくは食中毒の疑いも含む者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2. 報告の手順

原則として事故発生後1週間以内に、介護保険事業者は事故報告書を作成し、郵送等で提出する。事故処理が長期化する場合、適宜途中報告の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の事故報告書を提出する。

※注 次に該当する事故等の場合は、把握後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、事故報告書を提出する。

- ・ 死亡、又は重体（負傷等の程度が重く、命にかかわるような状態）に至った事故
- ・ 感染症の発生
- ・ 職員の不祥事
- ・ その他の重大な事故

3. 報告の様式

茨城県より、令和3年3月30日付で発出されている「介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いについて」の様式を用いる。

ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な事項の記載があれば、それを用いても差し支えない。

4. 報告先

五霞町への報告先は下記のとおりとする。また、被保険者が五霞町以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告することとする。なお、報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意することとする。

報告先：〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1
五霞町役場健康福祉課 高齢者支援グループ
TEL：0280-84-0006（直通）

※死亡の場合は県庁へも併せて報告すること。

報告先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課 介護保険指導・監査グループ

TEL：029-301-3315